

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十六年六月二十日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十六年四月七日奈良県指令建第九二―二三七号

平成二十六年六月三日奈良県指令建第九二―二三七―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年六月十一日建第八二四二号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十六年六月十一日建第四九六七号

三 開発区域に含まれる地域

橿原市上品寺町一九八番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市上品寺町一八五番地

松吉徹也

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市上品寺町一九八番一の一部